

# 第1章

## この計画ってどんなもの？

### 1 “地域福祉”とは

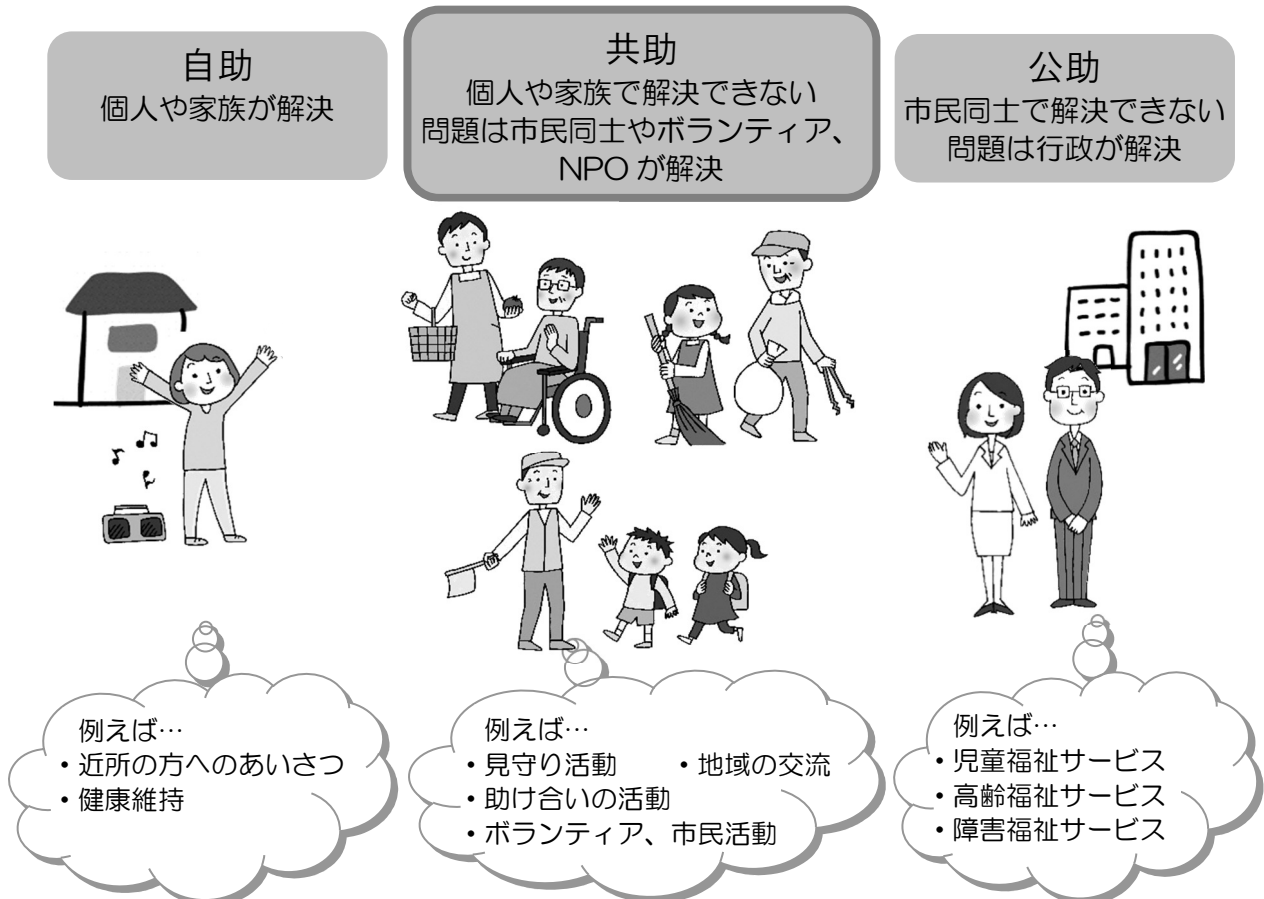
#### (1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”、高齢になっても、障害があっても、“地域の中で”、その人らしい生活を送れるよう、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会などが協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

地域福祉を進める上では、

- 個人や家族が解決（自助）、
  - 個人や家族で解決できない問題は市民同士やボランティア、NPO が解決（共助）、
  - 市民同士で解決できない問題は行政が解決（公助）、
- という、「自助」、「共助」、「公助」の考え方が重要となってきます。

#### ■自助・共助・公助のイメージ

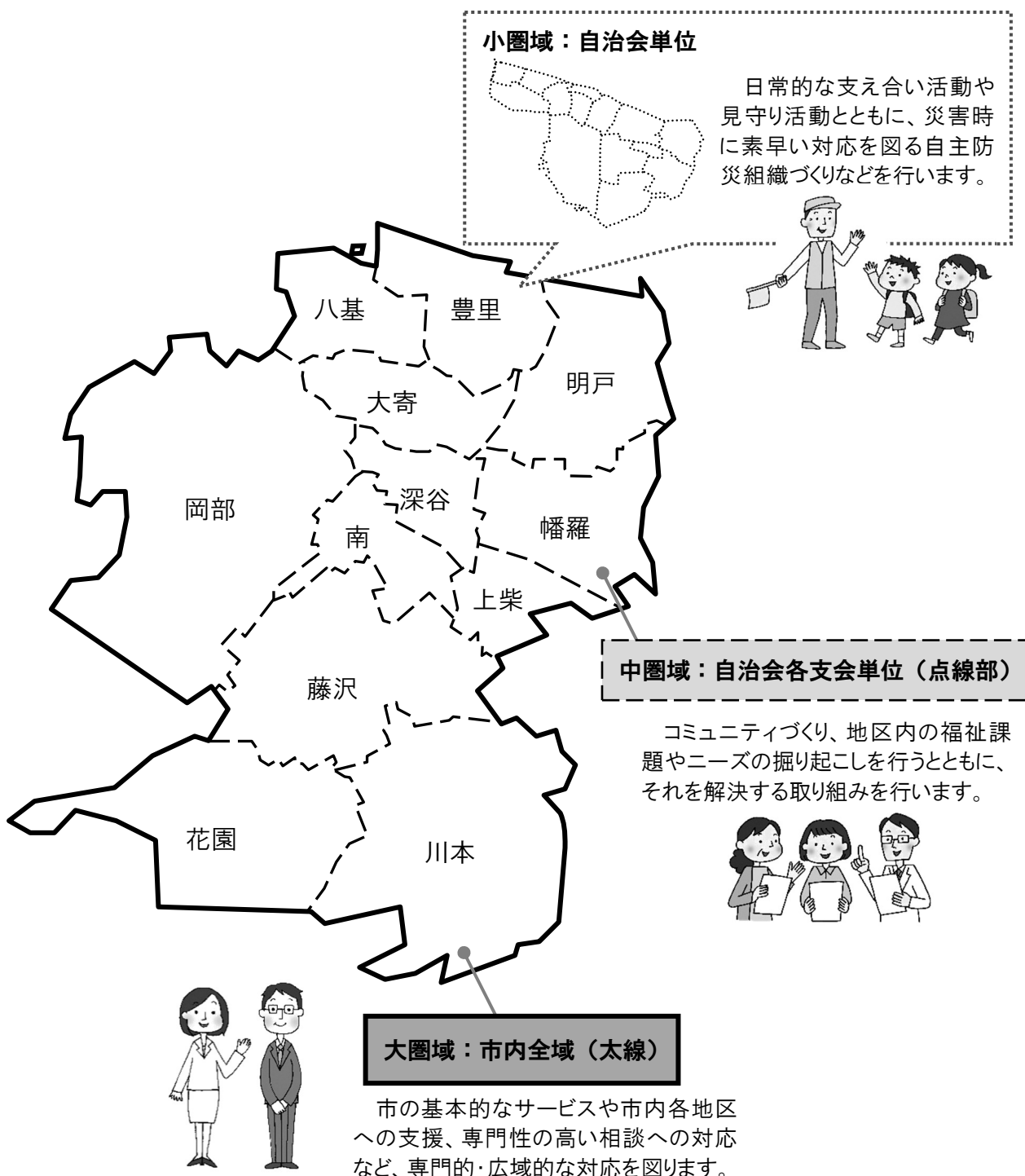


## (2) 地域福祉における「地域（圏域）」の考え方

地域福祉を進めていく上での「地域（圏域）」の捉え方は、地域の課題や取り組みの大きさにより、その時々で異なります。

下記のように市全体（大圏域）で取り組むこと、自治会の各支会単位（中圏域）で取り組むこと、各自治会（小圏域）で取り組むことなど、地域を重層的に捉えそれぞれのエリアにおいて効果的な活動を図ることが重要です。

### ■地域福祉の「地域（圏域）」の考え方のイメージ図



## 2 計画の目的

本市では、平成 27(2015)年に「第2次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画」を策定し、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」の推進に取り組んできました。

この間、国では進展する超高齢社会や、令和 7(2025)年に団塊の世代が 75 歳以上となり、社会保障へ大きく影響を及ぼすと考えられる 2025 年問題への対応として、平成 28(2016)年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めているほか、同年 10 月、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）を立ち上げ、地域福祉計画において各福祉分野に共通して取り組むべき事項等のとりまとめを行いました。

また埼玉県では、国の動向を踏まえ、各福祉分野を超えて複雑化する地域福祉課題に取り組む市町村を支援する「第5期埼玉県地域福祉支援計画」を平成 30(2018)年に策定しました。

「第3次深谷市地域福祉計画・深谷市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）は、こうしたこれまでの市、社会福祉協議会の取り組みや、国や県の新たな方向性を踏まえ、策定するものです。

### ■近年の国の流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加(2025 年問題)
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(生活困窮者問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など)

これらの状況を踏まえ・・・

- 国は、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「**地域共生社会**」を実現することの必要性を掲げています。
- 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「**我が事**」として主体的に取り組むしくみを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取り組みの支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへとつないでいくための、縦割りではなく「**丸ごと**」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

■近年の国の動向

平成 27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者自立支援制度の本格実施</li> <li>●「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」について</li> </ul>
平成 28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」</li> <li>●「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定</li> <li>●「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置</li> <li>●地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の開催</li> </ul>
平成 29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布（社会福祉法一部改正）</li> <li>●地域福祉計画策定ガイドライン</li> </ul>
平成 30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」</li> </ul>

■近年の県の動向

平成 28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉に関する市町村・市町村社協へのアンケートの実施</li> <li>●地域福祉に関する市町村・市町村社協との意見交換会の実施</li> </ul>
平成 29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第5期埼玉県地域福祉支援計画策定に向けた市町村地域福祉に関する基礎調査の実施</li> <li>●地域福祉に関する市町村・市町村社協との意見交換会の実施</li> <li>●埼玉県地域福祉推進委員会の開催</li> </ul>
平成 30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3か年を計画期間とする「埼玉県地域福祉支援計画」「埼玉県高齢者支援計画」「埼玉県障害者支援計画」を新たに策定</li> </ul>

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 「地域福祉計画」 (市が策定する行政計画)

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられ、市が策定する行政計画です。

「深谷市総合計画」の下位計画として位置づけられるほか、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画（深谷市障害者プラン、深谷市子ども・子育て支援事業計画、深谷市高齢者福祉計画、介護保険事業計画（大里広域市町村圏組合））を横断的につなげる計画となっており、福祉以外の様々な分野（防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）についても関連事項を盛り込んだ計画となっています。

そのため、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、本市に暮らすすべての市民を対象とし、地域における福祉を推進するための基本計画となります。

#### (2) 「地域福祉活動計画」 (社会福祉協議会が策定する民間計画)

地域福祉活動計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助(住民活動)」の性格をより明確にした計画です。

この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、市民主体の理念のもとに運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

そのため、社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

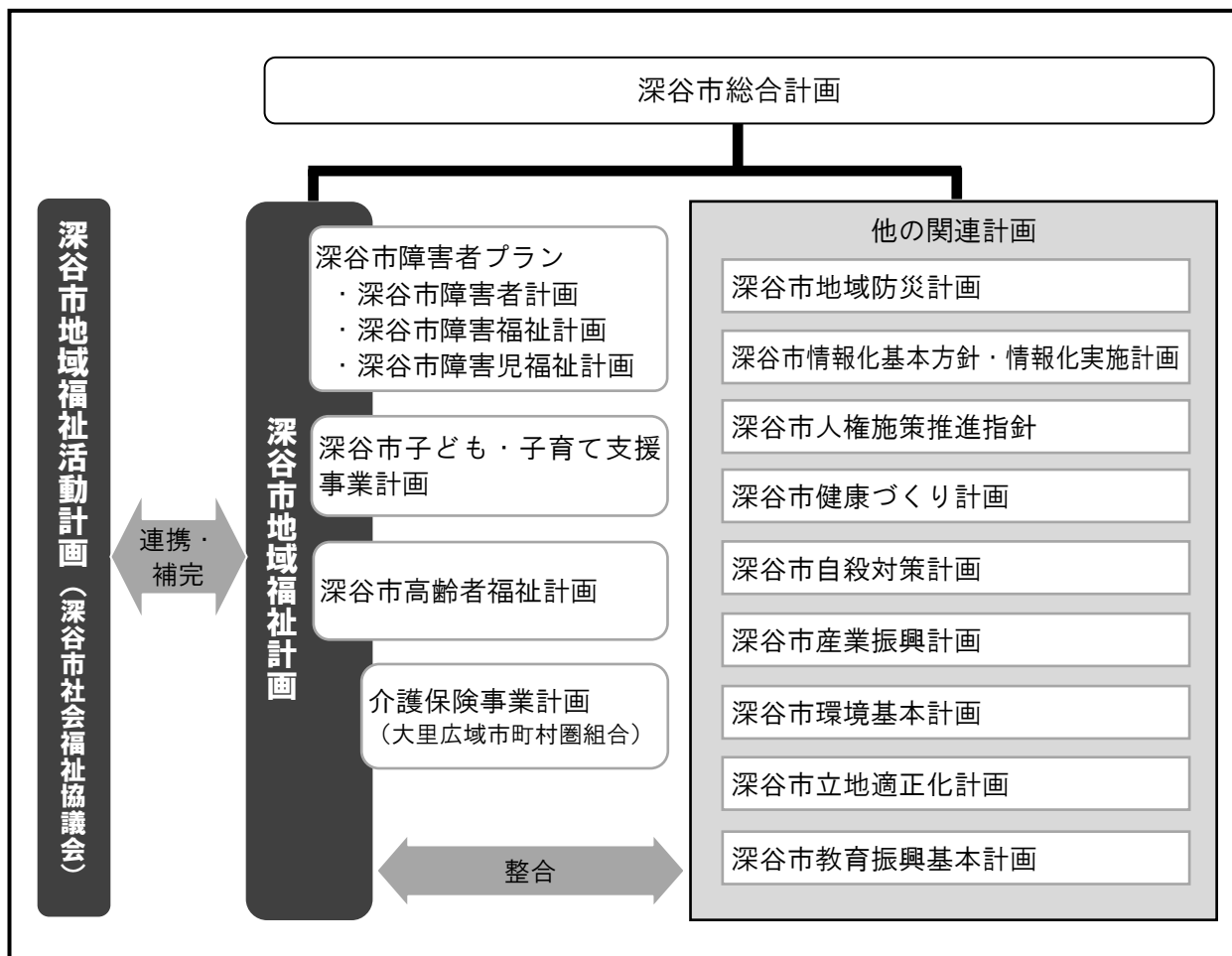
#### (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念やしきみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民の活動や行動のあり方を定める計画が、地域福祉活動計画となります。

地域福祉活動計画は地域福祉計画に基づき策定されるため、重複している部分が多いことから、市と社会福祉協議会が連携しながら策定していくことが効率的と考え、第 1 次計画から一体的に策定した計画となっています。

また、本計画は、市民や地域、市役所などの行政機関、地域福祉活動を行う社会福祉協議会、団体等がこれから向かうべき方向性と役割について、市民の方にわかりやすくした計画となっています。

■ 計画の位置づけ



## 4 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6か年を計画期間とします。

	平成 30 (2018)	令和 元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
総合計画	第2次基本構想(平成30(2018)年度～令和9(2027)年度)									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第2次	第3次								
障害者プラン	第5次		第6次(予定)							
子ども・子育て支援 事業計画	第1期		第2期							
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期		第8期(予定)							

## 5 計画の策定体制

本計画は、次のような過程を経て策定してきました。

### (1) アンケート調査

- ①市民：配布数 2,000 件、回答数 1,086 件
- ②団体・事業者：配布数 56 件、回答数 43 件

### (2) ワークショップ

- 第1回  
平成30(2018)年12月4日 40人参加
- 第2回  
平成31(2019)年1月21日 41人参加

### (3) 第3次深谷市地域福祉計画 検討委員会（庁内委員会）

- 平成30(2018)年度：2回実施
- 令和元(2019)年度：4回実施

### (4) 深谷市地域福祉計画策定委員会 深谷市地域福祉活動計画策定委員会 （外部委員会）

- 平成30(2018)年度：2回実施
- 令和元(2019)年度：4回実施

### (5) パブリックコメント

パブリックコメント：26件